

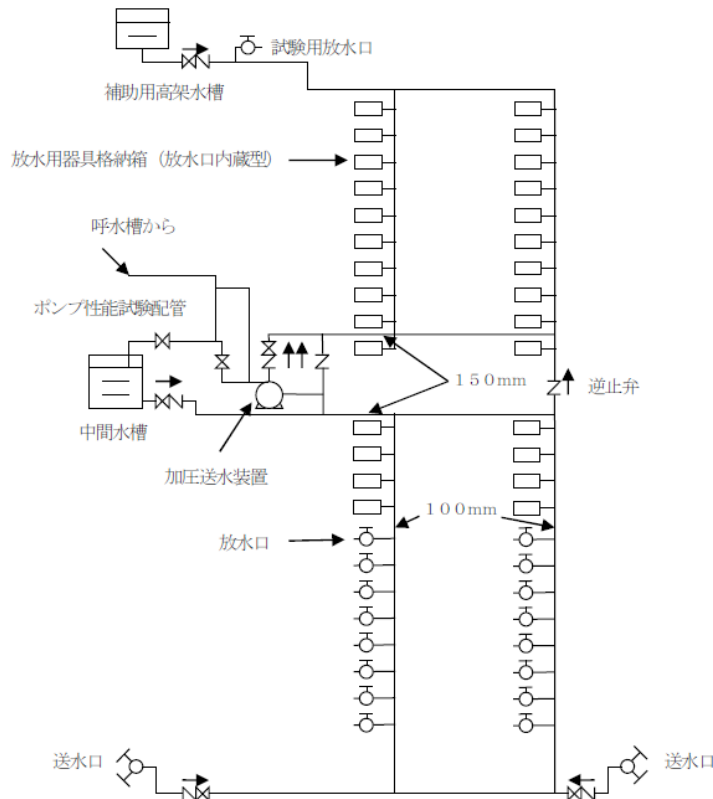
## 基準 3 5 連結送水管の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 地階を除く階数が 10 以下の建築物に設けるものは、次によること。
  - (1) 送水口は、基準 15、第 1、第 5 項第 2 号及び第 3 号の規定によること。
  - (2) 配管等は、次によること。
    - ア 屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、基準 14、第 1、第 4 項第 3 号によること。
    - イ 配管等は、基準 14、第 1、第 4 項（第 3 号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
      - (ア) 地階を除く階数が 10 以下の建築物に設けるもので、かつ、配管内容積が 0.5 m<sup>3</sup>以下のものにあつては充水しないことができる。
      - (イ) 補助用高架水槽は、他の消火設備と兼用することができる。この場合の当該水槽の容量は、それぞれの定められた容量のうち最大の容量とすること。◆
    - ウ 配管には、止水弁、逆止弁及び排水弁を送水口直近の容易に操作できる場所に設けること。
    - エ 管継手及びバルブ類の構造及び材質は、基準 14、第 1、第 8 号ア及びイの規定並びに次によること。
      - (ア) 設計送水圧力が 1 MPa を超える場合は、安全センターの性能評定合格品の高压使用（2 MPa 等）のねじ込み継手を使用することができる。◆
      - (イ) バルブ類を設ける場合の当該バルブの最高使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のものですること。
    - オ 同一棟に複数の立管がある場合は、次によること。
      - (ア) それぞれの立管にはそれぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること（以下この項において「バイパス接続」という。）。
      - (イ) バイパス接続した配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止のために基準 14、第 1、第 4 項第 2 号の規定の例による補助用高架水槽で常時充水しておくこと。
    - カ 設計送水圧力の算定は、規則第 31 条第 5 号ロによるほか、摩擦損失水頭は、立管ごとに 800ℓ/min（双口型の放水口が設置されているものにあつては 1,600ℓ/min）以上とすること。
  - (3) 放水口は、次によること。
    - ア 結合金具は、差込式のものであること。
    - イ 令第 29 条第 2 項第 1 号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーから 5m 以内の部分が含まれる。
    - ウ 厚さ 1.6 mm 以上の鋼製で、かつ、前面の大きさが短辺 40 cm 以上、長辺 50 cm 以上の格納箱に収納しておくか、又は基準 14、第 1、第 7 項第 1 号及び第 2 号の規定に適合する格納箱に、屋内消火栓のホース接続口と併設収納しておくこと。
    - エ 格納箱の上部又はその扉の上端部には、赤色の灯火を、規則第 12 条第 1 項第 3 号ロの規定の例により設けること。この場合、当該灯火には非常電源を付置することとし、非常電源及び灯火の回路の配線は、それぞれ規則第 12 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定の例により設けること。★
    - オ 屋内消火栓箱の内部に放水口を設ける場合の赤色の灯火は、屋内消火栓の赤色の灯火と兼用することができる。◆
    - カ 屋上に設ける放水口は、基準 14、第 1、第 9 項の規定の例により設けること。
  - (4) 標識は、基準 39 によること。
- 2 地階を除く階数が 11 以上の建築物に設けるものは、前項によるほか、次によること。
  - (1) 放水用器具格納箱は、次によること。

- ア 材質は、厚さ 1.6 mm以上の鋼製とすること。
  - イ 放水用器具の取り出し、収納等に十分な大きさを有すること。
  - ウ 放水用器具格納箱は、11 階以上の各階に設けること。ただし、地階を除く階数が 12 以上の建築物の 11 階以上の各階に設置する放水用器具格納箱に格納する放水用器具は、規則第 31 条第 6 号ロの規定にかかわらず、管そう・ノズル 1 本及びホース 2 本とすることができる。◆
  - エ 放水用器具格納箱に収納する管そうは、基準 14、第 1、第 8 項第 1 号の規定によること。
  - オ 管そうは、取手付とし、ノズル口径は 23 mmの棒状、噴霧、停止の 3 段切替式とすること。
  - カ 特別避難階段及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける場合は、基準 14、第 1、第 7 項第 7 号の規定の例により設けること。◆
- (2) 規則第 31 条第 6 号イに定める加圧送水装置は、基準 14、第 1、第 1 項の規定の例によるほか、次によること。
- ア 設置位置は、放水口でノズル先端における放水圧力が 0.6 MPa以上得られない付近又は地盤面からの高さが 70m以下の位置に設けること。
  - イ 中継ポンプを設ける場合の全揚程の算定は、中継ポンプの 1 次側に設けられる放水口ののうち、送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が 0.6 MPaとなる設計放水圧力により送水した場合、中継ポンプにかかる押し込み圧力を加算することができる。
  - ウ 中間水槽は、次により設けること。
    - (ア) 水源の位置が中継ポンプの位置以上となるように設け、当該ポンプの 1 次側に専用の配管をもって接続すること。
    - (イ) 自動補給装置を設け、かつ、有効水量が 8 m<sup>3</sup>以上のものとする。
  - エ 配管等は、次によること。
    - (ア) 加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間にバイパスを設け、逆止弁を設けること（第 35-1 図参照）。

第 35-1 図



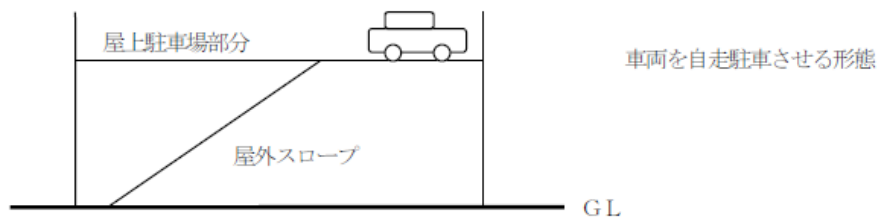
- (イ) 立上り管を 2 以上設置した場合は、各送水口から送られた水が合流する加圧送水装置の吸水側配管及び吐出側配管は管の呼び径で 150 mm 以上とすること。
- オ 加圧送水装置の起動は、流水検知装置又は圧力検知装置による起動方式とすること。  
ただし、防災センター等から遠隔操作により起動することができ、かつ、送水口の直近から防災センター等と相互に通話できる装置を設けるものは、この限りでない。
- カ 非常電源、配線等は、基準 14、第 1、第 5 項の規定の例によること。

第 2 特例適用の運用基準

令第 32 条又は条例第 34 条の 15 の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 地階を除く階数が 7 以上の建築物で、次に適合するものは、連結送水管を設置しないことができる。
  - (1) 延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>未満であるもの
  - (2) 7 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下であるもの
  - (3) 7 階以上の階が、昇降機、塔屋、物見塔その他これらに類する用途に供され、かつ、収容されているものが電動機等のみで、火災の発生するおそれが少ないと認められているものであるもの
- 2 基準 34、第 2、第 2 項の規定に適合している場合は、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができるものとする。
- 3 自走式の駐車場で、次のいずれかに該当し、かつ、消防活動上に困難性が認められない場合、連結送水管の設置を免除することができる。
  - (1) 平屋建ての建物の屋上で、屋外スロープで車両が出入りすることができる構造のもの  
(第 35-2 図参照)

第 35-2 図



- (2) 3 層 4 段以下の駐車場のうち、屋上までの高さが 8m 以下で、かつ、各段の駐車が一行のもの (第 35-3 図参照)

第 35-3 図

